

●衆議院議員定数不均衡是正訴訟(最高裁判決)

通常選挙施行年月	格差	判決	判断【評決】
1962年 6回選挙	4.09倍	1964年2月大法院	極端な不平等が生じる場合は別として、議員数の配分は国会の権限に属する立法政策の問題である。【合憲12, 却下1】
同上		1966年2月第三小	同上【合憲4】
1971年 9回選挙	5.08倍	1974年4月第一小	この程度ではいまだ極端な不平等とは言えず立法政策の当否の問題にとどまる。【合憲5】
1977年 11回選挙	5.26倍	1983年4月大法院	参院の選挙制度の仕組みのもとでは、投票価値の平等要求は一定の譲歩・後退を免れない。①見過ごせない著しい不平等があり②それが相当期間継続し③是正措置を講じないことが国会の裁量の限界を超えるると初めて違憲となる。本件選挙時、著しい不平等は生じていない。【合憲11, 違憲状態1, 違憲1, 却下1】
1980年 12回選挙	5.37倍	1986年3月第一小	格差がさらに拡大し、この選挙制度のもとでも見過ごせない不平等が生じ、その状態を放置したことが国会の裁量権の限界を超える場合は別として、本件選挙時はいまだ違憲に至っていたとは言えない。【合憲3, 違憲状態1】
1983年 13回選挙	5.56倍	1987年9月第一小	同上【合憲5】
1986年 14回選挙	5.85倍	1988年10月第二小	同上【合憲4, 違憲1】
1992年 16回選挙	6.59倍	1996年9月大法院	4増4減の定数是正が国会の立法裁量権の限界を越えるものとは言えず、この選挙当時の定数配分規定を違憲とは言えない。【合憲10, 違憲5】
1995年 17回選挙	4.97倍	1998年9月大法院	違憲の問題が生じる程度の著しい不平等が生じていたが、国会に与えられた立法裁量権の限界を超えたとはまでは言えない。【違憲状態8, 違憲7】